

【オーストラリア】ネットいじめ防止法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

* ネットいじめに関する苦情処理、差止め等を目的とする法律が2015年3月に連邦議会を通過した。

1 経緯

ネットいじめ (cyber-bullying) の迅速な除去・防止を主な目的とする「2015年子供のインターネット安全強化法」(Enhancing Online Safety for Children Act 2015、標題は法律の趣旨に着目して「ネットいじめ防止法」とした。)が、2014年12月3日に下院に提出され、2015年2月23日に下院を通過、上院は若干修正をして3月4日に通過、翌5日に下院が上院の修正を承認し、同24日に裁可されて成立した。裁可後6か月以内に発効する。

2 法律の特徴

この法律の基本構造は、子供に対して脅し、威圧し、困らせ、恥をかかせる等の効果を直接間接に持つネット上のテキスト、データ、音声、像などを対象とし、「子供のネット安全コミッショナー」(Children's e-Safety Commissioner)を法定機関として新設し、これに苦情調査と処理等の広範な権限を与え、ネット上のいじめの除去についてソーシャル・メディア・サービス事業者(以下「事業者」という。)に協力又は法的義務を課し、最終的には強制力を持つ制度で実効性を担保するというものである。いじめに対する対策としては啓蒙から犯罪化までバリエーションが考えられるが、この法律は、地域や学校で解決すべきことと刑事的な扱いをすべきことの間で実効ある措置をとることが意図されており、108か条からなる。

(1) 子供のネット安全コミッショナー

子供または親等の苦情を調査する権限、事業者に対する(2)で紹介する権限、(3)で紹介する措置を行う権限、子供のネット安全に関する啓発プログラムを支援、指導、認可する権限などを有する(州の青少年担当の行政官との協力が想定されている)。

(2) 2種類の事業者

事業者について、苦情処理体制を確保することなどを義務付けた上で、コミッショナーのネットいじめ除去の要求に対する対応について、法的義務のない協力ベースで対応する第1種と、コミッショナーが発する「ソーシャル・メディア・サービス通知」に基づく法的義務を負う第2種の2つに分ける。第1種事業者が除去しない場合には第2種への変更、第2種事業者が除去しない場合には過料を科すという制裁規定がある。この2種制はこの法律の特徴の1つで、政府内の検討過程で議論され、実害の深刻さに相応した効果的な対応と規制コストの抑制を可能にするものとして選択したと説明されている。

(3) エンドユーザーに対する措置

コミッショナーは「エンドユーザー通知」を発して、ネットいじめをした者にその除去

や場合によっては謝罪をさせることができ、従わない者に対しては連邦巡回裁判所による差止めを求める権限を持つ。

3 背景

これまでも各州の教育プログラム等でかなり充実した取組みがあり、事業者の業界との連携も継続的に行われていると評価されている。それにもかかわらず 2014 年に行われた通信省の調査は、1 年間に 8 歳～17 歳の青少年の約 20%（全国レベルで推計すれば約 46 万 3000 人に相当）がネットいじめを受けたという結果を示し、オーストラリアはフェイスブックでのいじめは世界 1 位という評価を下している。さらに高率を示す他の調査もある。客観的な数の把握が困難な分野であるが、立法の背景にはこのような状況がある。ネットいじめの特徴は、場所や人の限定なく 24 時間 365 日危険にさらされ、ひとたびネットに載れば極めて広範に、しかも短時間に伝播し、謝罪などでは消えない傷を残すという点にあるので、立法の第 1 の眼目を、特に実効性のある早期除去を可能とする仕組みの構築に置き、その上で他の人権との調整が図られた。事業者の業界は、政府との間で協力的に意見を交わし、自主的な規制がベストだとしつつ、必要なツールやシステム整備を進める姿勢を表明している。

ネットいじめ規制は、アメリカやカナダの州法レベルでは関係規定を持つ法律の例があるが、これに特化した国レベルの法律は、非常に特徴ある立法であるといえる。

4 議会における議論

他の法案に比べて多数の議員が発言し、地元における状況や民間団体の取組みを具体的に開陳し、状況の深刻さと関心の深さを示すものであった。連邦の立法によるのではなく地域に密着した取組みの強化が有効であるという主張、犯罪として禁止する行為を規定すべきであるという主張、コミッショナーが丁寧な対応をすればするほど過重負担になってタイムリーな対応が不可能になるという懸念、事業者やエンドユーザーにコミッショナーが発する通知の実効性に対する懸念、ネットいじめの定義が厳しすぎる等の主張も見られたが、労働党政権時から検討されてきた課題の現時点における結論を反映したものであることもあって、与野党間に大きな対立がなく両院で可決された。

参考文献（インターネット情報は 2015 年 3 月 16 日現在である。）

- ・連邦議会の法案のサイト<http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bld=r5387>, 連邦議会合同特別委員会「サイバー安全と若者」2011.6 <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_Representatives_Committees?url=jscrc/report.htm>
- ・井樋三枝子「【カナダ】サイバーいじめ対応及び防止のための州法改正」『外国の立法』no.257-1, 2013.10, pp.4-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8320915_po_02570102.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>